

インフルエンザ出席停止期間早見表

※「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。
 それに加えて、解熱した日によって、出席停止期間は延期することがあります。
 （発症後4日目以降に解熱した場合【例2】は、出席停止までの期間が延期されています。）

※発症日（発症当日0日目）は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38度程度の発熱等）が始まった日です。
 そのため、病院受診時に、医師に発症日を確認することが必要となります。

() さん の場合	発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
	/	/	/	/	/	/	/	/

※発症日と解熱日を記入し、「発症後5日」+「解熱後2日」をご確認ください。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後	
								発症後6日目	発症後7日目
例1	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能	/
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※その後は、解熱した日によって、出席停止日が順次延期されていきます。